

地域公共交通網形成計画について

1. 地域公共交通活性化再生法の改正について

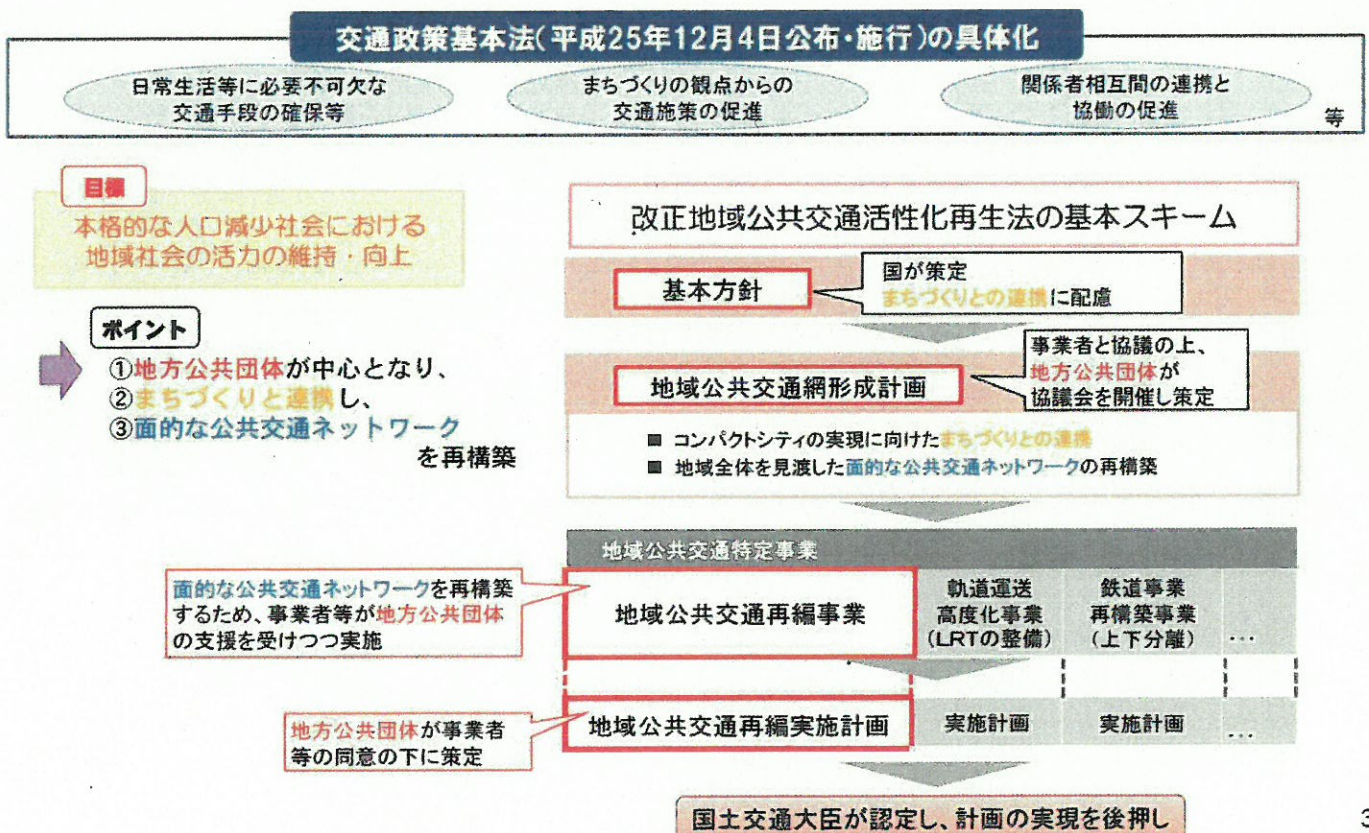
(1) 法改正の経緯

- ・平成 25 年 12 月に「交通政策基本法」(以下、「基本法」) が公布・施行され、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等、まちづくりの観点からの交通施策の促進、関係者相互間の連携と協働の促進等が規定されました。
- ・この基本法の理念に基づき、地域公共交通活性化再生法が改正(平成 26 年 5 月 21 日交付、同年 11 月 20 日に施行)されました。

(2) 地域公共交通活性化再生法の改正について

《地域公共交通活性化再生法の改正ポイント》

- 交通基本法の理念に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築。
- これまでの地域公共交通総合連携計画にかわり、「**地域公共交通網形成計画**」を作成。
- 地域公共交通網形成計画を踏まえて、面的な公共交通ネットワークを再構築するための地域公共交通再編事業の実施に向け「**地域公共交通再編実施計画**」を策定。
- これまで、協議会では計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整を行うのみであったが、法改正により計画の実施についても協議を行うことができることとなった。



2. 地域公共交通網形成計画について

(1) 役割

- 「地域にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。

(2) 地域公共交通網形成計画に記載すべき事項

これまでの地域公共交通総合連携計画に対して、次の事項を記載することが必要。

- 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
- コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」
- 国が改正する基本方針に合致して、「基本方針に記載すべき事項」
 - ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
 - ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - ④広域性の確保
 - ⑤住民の連携を含む関係者の連携
 - ⑥具体的で可能な限り数値化した目標設定

(3) 計画策定による効果

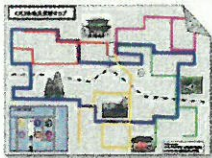
- 地域公共交通網形成計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価（協議会運営・フォローアップ等）に要する経費の支援を受けられる。等

計画実施支援

地域公共交通網形成計画等に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価（協議会運営・フォローアップ等）に要する経費を支援

- ・補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）
- ・補助率：1/2
- ・補助対象期間：地域公共交通調査事業（計画推進事業）：計画策定から最大2年間
地域公共交通再編推進事業（再編計画推進事業）：計画認定から最大5年間（認定期間内に限る。）

支援の対象となる利用促進のイメージ



公共交通マップ・総合時刻表の作成（※1）



企画切符の発行（※2）



ラッピング・方面別カラーリング



モビリティマネジメントの実施（※3）

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
- ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
- ※3 モビリティマネジメント：過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしく」使う方向へと転換することを促す取組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

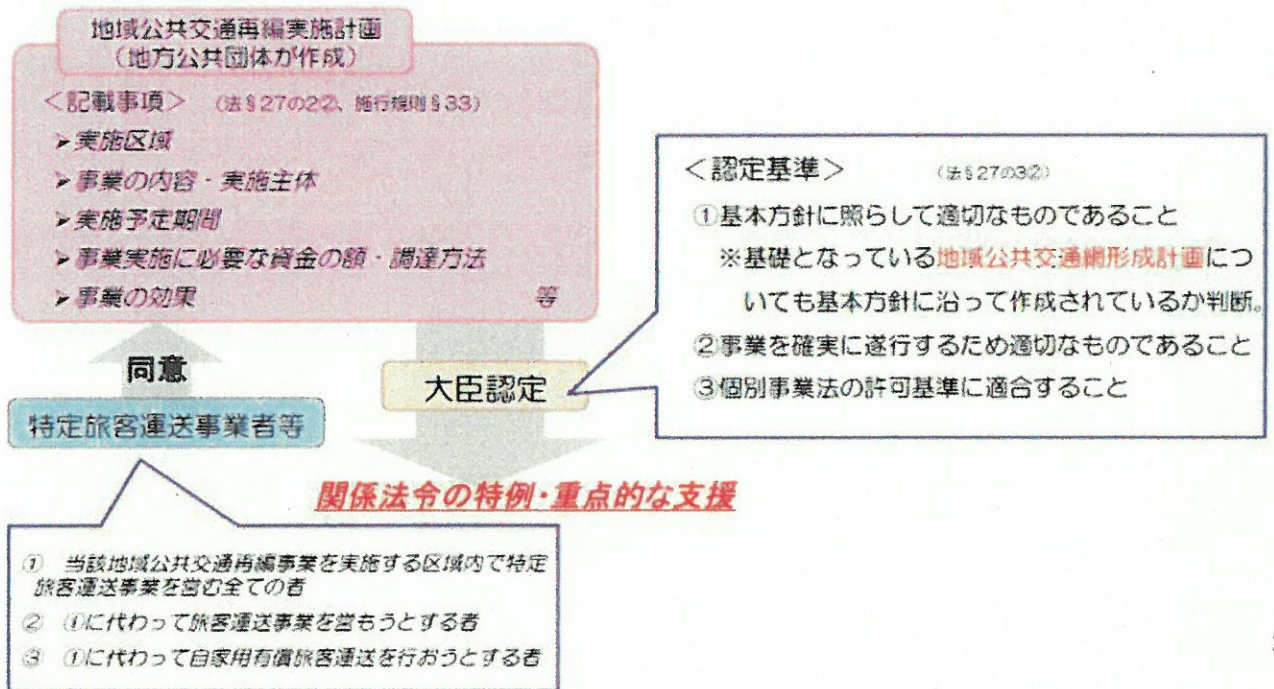
- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証（満足度調査、OD調査等）
- ・検証結果を踏まえた事業改善方策の検討（協議会委員の旅費・日当等）

3. 地域公共交通再編実施計画について

(1) 役割

- 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関する事項を定めた上で作成する実施計画
- 大臣認定

(2) 記載すべき事項等



(3) 策定による効果

- 手続きのワンストップ化（各種の国への手続きなどをまとめて提出すること）の特例を受けることが可能。
- 国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業）の認定を受けるときに、要件等の緩和措置がある。
- 運行に対する補助金の額が、計画のない場合よりも多い。
- デマンド運行に転換する場合に、車両及び予約システムの補助がある。等